



学生総合共済

ご契約にあたってご了承いただきたいことから

(共済事業規約および細則の重要事項説明書)

- 本説明書をご契約の前に必ずお読みいただき、ご承認の上お申込みください。
- 本説明書はご契約に関するすべての内容を記載したものではありません。
- 詳しくはご契約後にお届けする「ご契約のしおり」をお読みください。

I. 契約の基本的なことから

1 契約の引受

ご契約は全国大学生生活協同組合連合会(略称:全国大学生協連)が引受けます。

2 加入資格および加入の制限

【生命共済】

- ①大学生協の組合員の方が学生総合共済にご加入いただけます。
- ②35歳以上の方は掛金が変わります。また、35歳以上の方はバイク事故保障なし(モータサイクル不担保特約)には加入できません。
- ③扶養者のいない方は、扶養者事故死亡特約に加入できません。
- ④設定された型以外での加入はできません。
- ⑤学生総合共済ではバイク(原付を含む)に乗らない方のために、バイク運転中の事故を保障しない特約があります。この特約に加入されると生命共済の保障のうち、加入者ご本人のバイク運転中の事故による入院、通院、死亡、後遺障害、手術費用は保障対象になりません。この場合、加入申込書では、「バイク保障なし」となり、それ以外は、基本保障(バイク保障あり)となります。
- ⑥認可により制度が変わった場合、契約の変更および継続については、認可後の制度でのみ行うことができます。
※学生総合共済には、バイク、自動車事故による対人・対物の賠償や車両の保障はありません。

【火災共済】

- ①大学生協の組合員で国内の戸室を借用している方は火災共済に加入できます。ただし、扶養者と同居の方や扶養者の持ち家に同居されている方は加入できません。
- ②他の同種の共済(保険)に加入している場合:契約時に契約の有無にご記入いただいた上で、ご加入いただけます。「あり」に記入された場合、共済金の支払いの際には、他の共済(保険)と按分して支払います。
- ③設定された型以外での加入はできません。
- ④認可により制度が変わった場合、契約の変更および継続については、認可後の制度でのみ行うことができます。

3 保障のしくみ

- ①次の事由が共済期間中に開始または発生した場合に支払います(共済期間中の事由に限ります)。詳しくはパンフレットの保障内容表をご覧ください。

【生命共済】

病気入院/病気による後遺障害(労働基準法施行規則の障害等級の1~3級の重度障害)/事故入院/事故による後遺障害(労働基準法施行規則の1~14級の障害)/事故通院/手術費用(全国大学生協連が定めた手術)/病気死亡/事故死亡/その他の死亡/父母死亡見舞金/扶養者事故死亡学業費用保障

【火災共済】

家財の火災・水ぬれ・風水害/借家人賠償責任保障/臨時費用見舞金(全焼・全壊)/盗難家財保障/盗難現金保障/盗難借戸室修理費用保障。K型は、上記の中で、盗難に関わる保障はありません。

- ②満期返戻金はありません。

4 共済期間

全国大学生協連が共済契約の申込みを承諾した場合には、共済契約はその申込の日(払込日)において成立したものとします。共済契約の効力の発生は、申込日(払込日)によって異なります。

申込日(払込日)が

- ①3月31日以前のおとき/加入初年度の4月1日の午前0時からご契約最終年度の3月末日まで
- ②4月1日以降のおとき/共済契約の申込日(払込日)の翌日の午前0時からご契約最終年度の4月の加入応当日までとなります。

なお、学期が4月からでない場合は別途の扱いとなります。また、特に発効日を指定した契約については、発効日の午前0時からの保障開始となります。

申込日とは生協が申込書及び掛金の払込を受けた日(金融機関に払込の場合は金融機関払込の日)です。

5 保障内容

共済パンフレット記載の「保障される場合」「保障されない場合」をご覧ください。

6 共済金の請求及びお支払い

共済金が支払われる事由が発生したら、30日以内に生協に通知をおこなってください。通知が遅れると共済金が支払われない場合があります。

7 共済掛金

- ①共済掛金の種類

【生命共済】

申込型は、J型・S型・C型があり、扶養者事故死亡特約付の場合、それぞれJP型・SP型・CP型となります。それぞれの共済掛金は、4年間で、JP型39,240円、SP型29,970円、CP型18,240円で、さらに、バイク事故保障なし(モータサイクル不担保特約)としてバイク事故を対象としない保障を選択でき、その場合の掛金を設定しています。契約年数は、卒業までの年数で設定されています。

詳しい掛金は、パンフレットに差込または同封の掛金表をご覧ください。

【火災共済】

申込型は、KY型があります。共済掛金は、4年間で7,630円となります。契約年数は、卒業までの年数で設定されています。さらに盗難に関わる保障を除いた型を選択でき、その場合の掛金を設定しています。

詳しい掛金は、パンフレットに差込または同封の掛金表をご覧ください。

- ②割り戻し金について

毎年の決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金として還元する場合があります。割り戻しを実施する場合、契約者に通知いたします。

8 課税対象となる共済金

- ①契約者(学生)本人の死亡共済金
- ②扶養者の死亡による扶養者事故死亡学業費用共済金および扶養者父母死亡見舞金

*詳細は最寄りの税務署にお尋ねください。

9 その他

- ①地震・津波等を原因として共済金の支払が困難な場合は、分割払い、支払の延期、削減をすることがあります。
- ②共済金受取人が共済金を請求せず共済事故が発生してから2年を経過した場合は、共済金が支払われない場合があります。

Ⅱ. 特にご注意いただきたいことから

1 共済申込の取消し(クーリング・オフ)

新規契約の場合、申込日から8営業日まで契約を取り消しできます。書類をお渡しますので、ご加入の生協までお申し出ください。入学辞退をされた場合はお申し出により取消の手続きをいたします。

2 告知義務

「健康状態に関する質問表」には正確にお答えください。回答に誤りがあると、契約は解除となり共済金を支払わないことがあります。

- ①「健康状態に関する質問表」にご記入いただいた上でご加入いただきます。
- ②「健康状態に関する質問表」の(3)および(4)に該当する場合は、「その傷病名および経過等についての告知」が必要となります。生協またはフリーダイヤル0120-335-770にご連絡の上、告知書を提出してください。
- ③「健康状態に関する質問表」のいずれかに該当する場合には、該当となった事由を原因とした入院・手術費用・事故通院・後遺障害・死亡についての共済金は支払われません。質問事項表に該当しない傷病についてのみ共済金をお支払いする契約となります。

3 共済金をお支払いしない場合(主な免責事由)

●すべての共済金(共通)

契約者、被共済者、受取人の故意・重大な過失・犯罪行為／書類の虚偽表示／偽造／詐欺行為／事実確認を拒み事実確認できない場合 等

○入院・通院・手術に関わる共済金(生命共済)

無免許・無資格運転／酒・麻薬等に酔った状態での運転、最高速度違反、信号無視、遮断中踏切立入りによるもの／私闘によるもの／自殺行為によるもの 等

○不慮の事故を原因とする死亡・後遺障害の共済金(生命共済)

無免許・無資格運転／酒・麻薬等に酔った状態での運転／最高速度違反、信号無視、遮断中踏切立入りによる死亡／私闘によるもの／自殺行為により生じた後遺障害 等

○火災共済金

- ・地震・噴火・津波に伴う原因により発生した被害
- ・紛失
- ・借戸室の欠陥、腐食、さび、カビ、その他の自然の消耗等を原因とする借戸室の損壊・汚損
- ・火災、破裂、爆発、給排水設備からの水もれに該当しない損害賠償請求はお支払いしません。
- ・被共済者と貸し主との間で損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償(KY型:紛失による損害、盗難事故の時点で、借戸室内に無かった家財や現金、対象にならない家財の損害、加入者の所有でない家財、現金の損害)

*申込日とは生協が申込書及び掛金の払込を受けた日(金融機関に払込の場合は金融機関払込の日)です。

4 共済金を削減する場合(主な削減事由)

本人死亡で、不慮の事故・病気以外を原因とする場合は、共済金は半額となります。

5 契約の終了

①契約が終了する場合

解約／失効、満期／加入者が死亡した場合

*解約の場合、解約日の翌月以降の未経過共済期間に対する解約返戻金を支払います。ただし、当該年度に共済金の支払があった場合は、その当該年度の解約返戻金は支払いません。

②契約が無効となる場合

加入者が加入の資格・条件を持たなかったとき
扶養者事故死亡特約および父母扶養者死亡特約の加入の制限に該当したとき、その該当する特約契約共済金の限度額を超えて加入したとき、その最高限度を超えた部分

③契約を解除する場合

1) 共済契約者が組合員である資格を喪失した時(退学したときなど。)

*この場合解約返戻金は、5-①に準じて支払います。

2) 詐欺行為／故意・重大な過失により重要な事実を隠したり、偽ったりした場合／生協の調査を拒んだり、妨害した場合

*この場合、未経過共済期間の解約返戻金を支払いません。また、この解除に関わる事故についての共済金は支払いません。

6 共済金の受取人

共済金の受取人は契約者です。共済契約者が死亡した時の死亡共済金の受取人はつぎの順位となります。共済契約者の①配偶者②子③父母④祖父母⑤兄弟姉妹
ただし、必要な場合は全国大学生協連承認の上で死亡共済金受取人を指定することができます。死亡共済金受取人を指定(または変更)される場合は、全国大学生協連あてに文書でご通知ください。

加入申込書に記載された契約者および扶養者の個人情報取扱いに関する事項

【利用目的】

共済を申込の方については、契約の締結および維持管理・共済金支払い等のために契約者から収集した個人情報を、全国大学生生活協同組合連合会および会員生協の共済事業等の健全な運営や商品・サービスの紹介等のために利用することがあります。また、医師等の第三者に対して申込内容・告知内容・給付申請内容に関する事実確認等を行うことがあります。さらに会員生協の要請に基づいて所属大学に加入・給付状況などを提供することがあります。

【共同利用】

全国大学生生活協同組合連合会が保険契約者となる団体契約(学生賠償責任保険・扶養者死亡保障保険)について収集した個人情報は、大学生協および引受保険会社である共栄火災海上保険株式会社について、加入および支払いの調査・連絡等のために活用します。なお、共栄火災海上保険株式会社の個人情報取扱いについての詳細はホームページをご覧ください。

*全国大学生生活協同組合連合会の個人情報保護につきましては、広報物、ホームページをご覧ください。

全国大学生協連のホームページ
<http://univcoop.or.jp>

全国大学生協連共済センター

フリーダイヤル 0120-335770

受付時間: 平日 9:40~17:30

土曜 9:40~13:00